



Y's Consulting Limited

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大厦 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)
蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園区翠園路 181 号商旅大厦 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)
深圳事務所: 深圳市羅湖区建設路 1072 号東方広場 10 樓 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)
会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《2015 年の一部の祝祭日計画に関する通知》
2. 《2015 年納税申告期限に関する通知》
3. 《外国人が入国して短期業務を完成させることに関する手続手順(試行)》
4. 《小型・微型企業に対する政府性基金の徴収を免除する事に関する通知》
5. 2014 年 12 月より施行の法律法規

主要経済統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

年末のご挨拶

拝啓

2014 年も残すところあとわずかとなりました。
貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
本年は格別のご愛顧を賜り、まことに有難く厚くお礼申し上げます。
来年も、より一層のご支援を賜りますよう、従業員一同、心よりお願い申し上げます。

敬具

中国法改正ニュース

1. 《2015 年の一部の祝祭日計画に関する通知》

通達番号: 国弁発明電[2014]28 号

2014 年 12 月 16 日国務院弁公庁は《2015 年の一部の祝祭日計画に関する通知》を發布した。

2015 の祝祭日計画は以下の通りである。

	日程	休暇日数	備考(調整他)
元旦	1 月 1 日~1 月 3 日	3 日間	1 月 4 日(日)を業務日とする。
春節	2 月 18 日~2 月 24 日	7 日間	2 月 15 日(日)、2 月 28 日(土)を業務日とする。
清明節	4 月 5 日	1 日間	4 月 6 日(月)を振替休日とする。
労働節	5 月 1 日	1 日間	なし
端午節	6 月 20 日	1 日間	6 月 22 日(月)を振替休日とする。
中秋節	9 月 27 日	1 日間	なし
国慶節	10 月 1 日~10 月 7 日	7 日間	10 月 10 日(土)を業務日とする。

2. 2015年納税申告期限に関する通知

2014年12月、各地の税務局は《2015年納税申告期限に関する通知》を發布した。

2015年の納税申告期限は以下の通りである。

1. 2015年納税申告期限

月	増値税 城建税及附加 印花稅 資源稅 水利基金 社会保險	房產稅 土地使用稅	企業所得稅	土地增値稅	車船稅	四半期企業所得稅 工商行戶生產 經營所得個人 所得稅
1月	1月19日	1月19日	1月19日	1月19日	1月19日	1月19日
2月	2月15日	2月15日	2月15日	2月15日	2月15日	
3月	3月16日	3月16日	3月16日	3月16日	3月16日	
4月	4月20日	4月20日	4月20日	4月20日	4月20日	4月20日
5月	5月18日	5月18日	5月18日	5月18日	5月18日	
6月	6月15日	6月15日	6月15日	6月15日	6月15日	
7月	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日
8月	8月17日	8月19日	8月19日	8月19日	8月19日	
9月	9月15日	9月15日	9月15日	9月15日	9月15日	
10月	10月22日	10月22日	10月22日	10月22日	10月22日	10月22日
11月	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	
12月	12月15日	12月15日	12月15日	12月15日	12月15日	

2014年個人所得稅確定申告: 2015年3月31日まで

2014年企業所得稅確定申告: 2015年6月1日まで

3. 《外国人が入国して短期業務を完成させることに関する手続手順(試行)》

通達番号: 人社部発[2014]78号

公布日: 2014年11月6日

人力資源社会保障部、外交部、公安部、文化部は、2014年11月6日付けで『外国人が入国して短期業務を完成させることに関する手続手順(試行)』(人社部発[2014]78号、以下『78号通達』)を公布しました。

当該『78号通達』により、今後(短期)出張等で中国を訪問する外国人の内、下記表に該当する場合には、中国国内において『就業ビザ』等の取得が義務づけられることとなります。

業務 内容	業務 区分	滞在 日数	必要 手続
(1) 中国国内における提携先において、技術、科学研究、管理、指導などの業務を遂行			許可証書

(2) 中国国内におけるスポーツ機関において競技を行なう(コーチ・選手を含む)	短期業務	90日以内	業務証明 <u>Zビザ</u> 等を取得 (※1)
(3) 映画撮影(コマーシャル・記録映画を含む)			
(4) ファッションショー(モーターショーのコンパニオン・平面広告撮影を含む)		90日超	就業証、 <u>Zビザ</u> 居留許可 を取得
(5) 「涉外営業性公演」に従事			
(6) 人力資源社会保障部が認定するその他の状況			
(1) 購入した機器設備に関連するメンテナンス、据付、試運転、解体、指導及びトレーニングを行なう	非短期業務	90日以内	(1)~(4): Mビザ取得
(2) 中国国内における落札プロジェクトに対して指導、監督、検査を行なう			(5)・(6): Fビザ取得
(3) 中国国内における分公司・子会社・代表処へ派遣され、短期の業務を遂行		90日超	就業証 <u>Zビザ</u> 居留許可 を取得 ((4)(6)以外)
(4) スポーツ競技に参加(選手・コーチ・チームドクター・マネージャーなどの関係者を含む)			
(5) 無報酬の業務に従事、或は海外機関が報酬を提供するボランティアに従事			
(6) 文化主管部門が認可書類上に「涉外営業性公演」を未注記の場合			

※1 15日滞在期間が30日を超える場合には、居留許可の取得が必要

当該『78号通達』により、一般的に中国法人と直接的な雇用関係がないことが想定される「短期業務者」および「非短期業務者」に対しても『就業証』の取得が求められることとなりますが、下記の点等について不明確な部分が多く御座います。従って、今後の補助通達の公布や実務上の運用状況等に注視することが重要となります。

(1) 雇用契約

『就業証』の申請の際に中国法人と雇用契約を締結する必要があるのか。

(2) 滞在日数

滞在日数90日に関し、「連続滞在日数」を指すのか或は「暦年における累計滞在日数」を指すのか。

(3) 日中ビザ免除協定との関係

90日以内の短期業務に該当する場合、滞在日数が15日以内であってもZビザの取得が義務づけられるのか。

当該『75号通達』は、2015年1月1日より施行となります。

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbk/jiuye/JYzonghe/201411/t20141121_144780.htm

4. 《小型・微型企業に対する政府性基金の徴収を免除する事に関する通知》

通達番号: 財税[2014]122号

公布日: 2014年12月23日

財税部および国家税務総局は、2014年12月23日付けで『小型・微型企業に対する政府性基金の徴収を免除する事に関する通達』(財税[2014]122号、以下『122号通達』)を公布しました。

当該『122号通達』により、小型・微型企業に対して以下の優遇政策が施行されることとなります。

(1) 教育費附加、地方教育費附加、水利建設基金、文化業建設費

2015年1月1日から2017年12月31日の期間において、月売上高或は月営業税売上高が3万元(3万元を含む)を超えない納税義務者、及び四半期ごとに納税する場合における四半期売上高或は四半期営業税売上高が9万元(9万元を含む)を超えない納税義務者に対して、教育費附加、地方教育費附加、水利建設基金、文化業建設費の徴収が免除される。

なお、小規模企業における増値税及び営業税の免税政策については、2014年9月25日付けで国家税務総局等が公布した『財政部、国家税務総局 小規模企業における増値税及び営業税政策をさらに支持することに関する通達』(財税[2014]71号、以下『第71号通達』)により、一部の納税義務者に対して下記のように増値税及び営業税の徴収が免除されており、『122号通達』は対応する地方税に対する取扱いに関する確認規定といえます。

	増値税	営業税
財税 [2014] 71号	増値税小規模納税人の内、 ① 月売上高が3万元を越えない企業、 ② 四半期ごとに納税する場合における四半期売上高が9万元(9万元を含む)を超えない企業 ⇒増値税が免税	営業税納税人の内、 ① 月売上高が3万元を越えない企業、 ② 四半期ごとに納税する場合における四半期売上高が9万元(9万元を含む)を超えない企業 ⇒営業税が免税
財税 [2014] 122号	① 月売上高が3万元を越えない企業、 ② 四半期ごとに納税する場合における四半期売上高が9万元(9万元を含む)を超えない企業 ⇒教育費附加、地方教育費附加、水利建設基金、文化業建設費の徴収が免除	① 月売上高が3万元を越えない企業、 ② 四半期ごとに納税する場合における四半期売上高が9万元(9万元を含む)を超えない企業 ⇒教育費附加、地方教育費附加、水利建設基金、文化業建設費の徴収が免除

(2) 障害者就業補償金

工商登記日より3年以内、障害者就業比率が規定を満たしていない企業の内、在職従業員数が20人以下(20人を含む)の小型・微型企業に対して、障害者就業補償金の徴収が免除される。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1429941/content.html>

2014年12月より施行の法律法規

2014年12月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《消費税政策調整に関する通知》

通達番号:財税[2014]93号 2014年11月25日発布、同年12月1日実施

《税関企業信用管理暫定施行弁法》

通達番号:税関総署令第225号 2014年10月8日公布、同年12月1日施行

《『税関企業信用管理暫定施行弁法』実施の関係事項に関する公告》

通達番号:税関総署公告 2014年第81号、2014年11月18日公布、同年12月1日施行

《『税関認証企業標準』の公布に関する公告》

税関総署公告 2014年第82号 2014年11月18日公布、同年12月1日施行

主要経済統計

2014年11月主要経済統計

固定資産投資:451,068億元(前年同期比+15.8%)

貿易総額:.3,688.5億米ドル

第一次産業:10,899億元(前年同期比+29.9%)

輸出総額:2,116.6億米ドル(前年同期比+4.7%)

第二次産業:188,190億元(前年同期比+13.3%)

輸入総額:1,571.9億米ドル(前年同期比-6.7%)

第三次産業:251,979億元(前年同期比+17.9%)

貿易収支:544.7億米ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【上海】上海浦東空港の利用数、初の年間 5,000 万人突破

上海浦東空港は 12 月 19 日午後、今年 5,000 万人目の利用客を迎えた。年間利用客数が 5,000 万人を超えたのは、1999 年の開港以来 15 年間で初めて。

浦東空港は 2002 年に利用客数が 1,000 万人を超え、04 年に 2,000 万人、09 年に 3,000 万人、10 年に 4,000 万人に達していた。現在、1 日の利用客は約 13 万人で、フライト数は 1,200 便。ラッシュ時には 55 秒ごとに航空機 1 機が離着陸する。15 年中のディズニーランド開園などにより、20 年辞典の年間利用客数は 8,000 万人を突破する見通し。

浦東空港では、4 本目の滑走路が 15 年上半期に供用開始する、南サテライトターミナルも 15 年上半期に着工、4 年後に完成の計画。

【蘇州】納入税金額 300 億元を突破、園區国税局の記録を再更新

12 月 15 日現在、蘇州工業園區国税局に納入された各種の税収が累計で 304.97 億元であり、同期比 13.79% の増収となった。2007 年に 100 億元台、2011 年に 200 億元台を突破して以来、園區国税局はわずか 3 年間だけで 300 億元台を突破し、税収総額が蘇州市、南京市、無錫市、常州市、徐州市五市に次いで、江蘇省各省轄市局の第六位を占めているという。

今年以来、園區国税局は、輸出が引き続き低迷し、地域経済の増幅が低下している等不利な局面に直面し、税金収入原則を着実に実行し、クロスボーダー税源の管理を強化し、税収リスクの対応効果を引き上げることを通して、通年の納入税金が安定した急成長を依然として維持し、5 年連続で二桁の増幅を実現し、地域経済の発展に持続的かつ安定的な資金力の保障を提供している。

【広東省】**《深圳市において商事主体に係る営業ライセンス・組織機構コード証・税区登記証及び印鑑許可証に関する“四証ワンストップ”モデルを実施する事に関する公告》**

通達番号：深市監公告[2014]15 号

公布日：2014 年 11 月 28 日

深圳市市場監督管理局・税務局等は、2014 年 11 月 28 日付けで『深圳市において商事主体に係る営業ライセンス・組織機構コード証・税務登記証及び印鑑許可証に関する“四証ワンストップ”モデルを実施する事に関する公告』（深市監公告[2014]15 号）を公布いたしました。

当該公告により、今後深圳市内において登記する企業は、営業ライセンス・組織機構コード証・税務登記証及び印鑑許可証を単一の窓口で申請することが可能となり、申請後 2 日程度で当該全ての証書を受取ることが可能となります。

http://www.szscjg.gov.cn/xxgk/xxfb/gg/201411/t20141128_2714617.htm